

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和44年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から同年9月1日まで

昭和42年3月にA社に入社し、50年8月に退職するまでの間、転勤はあったものの、一度も辞めることなく勤めた。44年8月16日に同社B工場に転勤したが、資格取得日が同年9月1日となっているため、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

C社に対して行った照会に対する回答書、同社が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年8月16日に、A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和44年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から同年9月1日まで

昭和43年にA社に入社し、定年となった平成23年まで継続して勤務した。昭和44年に同社B工場に転勤したが、社会保険料は全て控除されていた。今回のことは、社会保険事務所（当時）が同社の事業所記号を別会社に付けてしまったことが原因である。

第3 委員会の判断の理由

C社に対して行った照会に対する回答書、同社が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年8月16日に、A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和44年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から同年9月1日まで
昭和41年3月16日から50年8月28日までA社に勤務した。44年8月16日に同社B工場に転勤したが、資格取得日が同年9月1日となっているため、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

C社に対して行った照会に対する回答書、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和44年8月16日に、A社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和44年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から同年9月1日まで
昭和41年3月16日から47年1月31日までA社に勤務した。44年8月16日に同社B工場に転勤したが、資格取得日が同年9月1日となっているため、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

C社に対して行った照会に対する回答書、同社が提出した在籍証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年8月16日に、A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 3 月 25 日まで
前勤務先を退社後、間を置かず A 社に就職し B 支社で事務員として勤務した。途中、C 支社へ異動したが、私より数か月後に入社し、同時に同支社へ異動した夫の厚生年金保険加入記録は勤務当初から確認されているが、私の昭和 52 年 3 月 25 日までの厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 8 月 1 日に A 社に入社し、B 支社から C 支社へ移ったことはあるが、申立期間も継続して同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社の B 支社は昭和 52 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当時の同支社代表者は、当時のことは分からない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務及び保険料控除について、確認することができない。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人を採用した A 社 B 支社の当時の代表者の厚生年金保険の資格取得日は、申立人同様、同支社が厚生年金保険に新規適用された昭和 52 年 3 月 25 日であることが確認でき、同支社におけるそれ以前の被保険者記録は無い。

さらに、申立人と同じ事務職に携わっていた同僚は、「昭和 50 年 8 月に入社した。」旨供述しているところ、A 社（D 本社）における厚生年金保険の資格取得日は、社会保険事務所の記録から、昭和 51 年 4 月 21 日であることが確認できることから、申立事業所は当時、従業員について、入社と同時に厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、A 社 D 本社の厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないほか、社会保険事務所の記録では、同社 C 支社は、昭和 54 年 11 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時、適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。